

謝碧連律師（弁護士）にお聞きした台湾現代史と法

謝碧連 シェ ビレン 一九二二年一月台湾麻豆生まれ

台南律師公會（台南弁護士会）所属律師（弁護士）

一九五八年台南律師公會所属、その間十五年間、会長を務める。

二〇〇三年一月十九日、私は、楊孝文さん、謝瑞龍法官（判事）御夫妻のご紹介で、台南律師会の謝碧連律師（弁護士）にお会いすることができた。謝律師は台南律師会の会長も長年勤められた現役の弁護士（律師）であるが、日本統治時代の司法制度や事件に関する多くの御論考も発表されている。

楊孝文さん、謝瑞龍法官によって、私が謝律師にお会いすることができるようにお計らい戴いたのは、謝律師が日本統治時代の裁判の歴史について、しばしば、ご論文を公にされており、また実際に、日本統治時代の制度下から、その後の激動の時代を生きて来られた方であるからである。

当初、私は、謝律師には、裁判の制度なり、それに付随するシステムの変容をお話しいただこうと思い、お会いする前に、そのようにも伝えた。しかし、一九二二年に台南近郊にお生まれになり、戦後の日本で生まれた私には想像を絶する激動の歴史と社会に生きて来られた謝律師ご自身のことを、最初にお聞きしておきたいと思った。お聞きしたいと同時に、何よりも謝律師ご自身のお話を先にお聞きすべきであり、それが謝律師にお話を聞く者としての礼儀であるとさえ思ったのである。しかし、御自身のことは、如何なものか、と思いましたが、謝律師は、心よくご承諾してください。

謝律師は、実は日曜日の朝は山登りすることを習慣とされているということの後でうかがった。私が一九日に伺いたいと言ったとき、特に公のスケジュールが入っていなかったので約束してしまった、とご自身の習慣を変えてお会いして頂いた。謝律師はすらりとした長身で明晰にお話される方であった。私にとって、とても想像できなかった謝律師の人生と社会であるので、とにかくお話し頂いて、私は聞くことだけであった。このときのお話を、直ぐに紹介したいと思ったのであるが、自分の勉強不足に思い至らざるを得なかった。またそのときは祭祀公業などの判決例も通覧できていなかったのである。ところが、以後、私は二度も入院するはめになった。改めてお目にかかれたのは、二〇〇八年八月の終わりであった。お元気なお姿を拝見できたときは嬉しかった。

最初にお会いして、お話を伺ってから十年近くたってしまった。謝先生には申し訳ない気持ちでいっぱいである。お話での年齢などは、伺ったときのままにさせていただいた。

(1) 謝碧連「二二八事件在台南市與湯德章律師之遭難」『台南文化』新四十二期、台南市政府、一九九六年十二月、

謝碧連「日據時代台湾民刑事審判機構及其法規之演變概述」『台南文化』新一期、民国六五年六月

謝碧連「日據時期台湾司法制度（一）（二）」『台南律師通訊』第九十七期、第九十八期

なお、岡崎郁子吉備国際大学教授が研文社より『黄靈芝物語』を出版され、その際、二二八事件における湯德章弁護士の悲劇を扱われているが、右論文はその参考とされたものである。

二〇〇三年一〇月一九日 於台南

〔一九二二(大正一一)年〜一九四五(昭和二〇)年〕 一 専門学校検定試験と文官試験
日本大学に一年半在籍後、戦争激化により、帰台。

― 謝先生、今日は日曜日で、ご日課にされていることもありまして、時間をとって戴きました。有難うございました。早速に、お聞きしていきたいと思えます。

先生がお生まれになった年などから、お伺いできますでしょうか。

はい、私は一九二二年の一月二八日生まれです。ですから今年で八十一歳になりますね。

― 八十一歳ですか。

ハツハツハ、一九二二年生まれですからね。

― すると先生は、台南のお生まれで、台南でお育ちになったのですか。

いえ、私はね、この近くのマトウというところに生まれました。マは麻ですね。トウは豆ですね。

麻豆ですね。そして、終戦後に、ここ(台南)へ来ました。

ここ(台南)へは終戦後、一九四五年に来ました。

十八歳の時に文官試験に合格して、台南市役所に一〇ヶ月ぐらい籍をおいて、それから日本に渡り日大で入学試験を受けて法科へ入ったわけです。入学試験というより編入試験ですね。私は文官試験に受かっているので、二年の第一期に編入できたのです。

法科へ入って一学年と一学期して、三年の上半期に台湾へ帰ってきました。それっきりになりました。卒業はしませんでした。

― 謝先生が台湾へ帰ってこられた年はどういう時だったのでしょうか。

それは昭和一八年です。あのときは戦争がたけなわで高等文官試験が停止されたのです。それで諦めて台湾へ帰ってきたのです。

― 謝先生が文官試験を受験されたときは、日本の中学校にあたる学校を卒業されてからでしょうか。

私は公学校を出ました。日本人は小学校に入りますが、台湾の人は公学校へ行つたのです。

— 公学校は六年間ですか。

そうです。公学校も六年間です。六年で卒業しました。

— 日本の小学校では、尋常科、高等科とありましたか。

公学校にも、二年間の高等科というのがありましたか、私は進みませんでした。高等科にも進まず、独学で文官試験というのと、専験を受け合格したのです。

— 文官試験と専験はどちらが先とかそういうことは無いのですか。

専験というのは、年二回あったのです。十二科目の試験がありました。中等学校卒業程度の学力を試験するわけで、できれば一年でとつてもいいけれど、二年でとつても三年でとつてもいい。全部で十二科目合格すればよいのです。中等学校卒業の資格ができるのです。だから私は文官試験を受ける前にも専験を受けているのです。

— 専験というものはある人にとつては四カ年でパスしていきます。あるいは二カ年でパスします。私の場合は二カ年で合格しました。当時の中学は五年でしょ。だから私は制度では五年いかなければならないところを二年で終わったのです。だから、その専験を受けて居るうちに文官試験をうけているわけです。文官試験というのは学歴を問わないのです。

試験に受ければ、学歴は問題にしないのです。私は文官試験に合格したときが一八歳です。専験も合格したのです。

面白いことに日本に編入試験というのがありました。編入試験というのがある、それにパスして法科の第二年の第一学期に入れたのです。文官試験の中には法律科目がたくさん入っているのです。だから、運がよかったわけです。それで第二年の第一学期に編入して、第三年の第一学期で退学しました。

昭和一八年に戦争が激しくなつて、高等試験を停止するという内閣の決定がありました。それで、台湾に帰ってきて、その二年目に終戦を迎えたわけです。

その間には街役場に勤めていました。

〔終戦〕

終戦になつて、国民政府が台湾を治めてきたのです。国民政府は台湾の大学卒の資格のあるものをあつめて試験をしたのです。国民政府の台湾の長官が台湾の青年を台湾の行政幹部にするという名目で試験をしたので、私は受けて合格しました。

— 先生は日本語による教育の下で保育になつたのですか。国民政府が行つた試験はどのようなものだったのですか。

一つは三民主義です。あと作文がありました。日本語で書いても、中国語で書いてもよかったです。終戦当時は、日本語以外は、台湾語もしゃべることができないのです。まして北京語などしゃべることは出来ません。

あのときは本当にみじめなものでしたよ。どうしようかな、食っていけないなあ、と思ったものです。困っていたときに、日本語で試験を受けてもよいということだったので受けました。

試験に合格してから三ヶ月台北で訓練を受けました。その訓練は中国語を話すことや、中国の一般的な法律を教えてくださいるので。ところが中国の法律というものは、あの当時、国民党政府の法律ですが、これは日本人の専門家がたくさん作成に関与しています。ですから中国の法律も制度も（辛亥）革命に成功した後の法律づくりは、日本人の専門家がたくさん中国へ渡って法典を作るのを手伝っています。だから全く同じなのです。ただ単語が違うだけなのです。ですから台湾語も知らない、中国語も出来なかつた私が、戦後何年も経たずに、中国の高等試験に二科とも合格できたのはそういう理由があつたのです。法律が同じだからですよ。だから国語を、国語といつても、これは中国語になりますけど、一生懸命やればあとは法律は一緒なのです。中国も日本も法律も制度も同じです。それから法院の制度も同じです。だから馴染めるのです。漢文も一生懸命勉強しましたよ。でも戦前の日本時代の学校でやった漢文とは違いますよ。中国文です。

戦前の漢文もよく勉強しました。そのころ覚えたこと今でも覚えています。中国の古典の『論語』や『孟子』を直接日本語で読む方法ですね。中国語は全く出来ませんでした。でも、漢文で意味はよくとうるようになっていたから、それで助かりましたね。同文同種ということですね。

〔台南市政府課長〕

その三ヶ月の訓練のあと、拝命したのが台南市政府の課長でした。

――先生が課長になられたときは、おいくつでしたか。

あのときは二十五歳でした。いや、あのときは人材不足だったので。あつはつは。日本の方がみんな帰られたでしょう。それに当時は、台湾には学力ある人が少ないですよ。

――まだ大陸から渡ってきた人もそう多くはなかつたのですか。

いや多いですよ。私が台南市政府に課長として赴任したときは、十六人からの課長のうち台湾人は三人ほどでした。少ないですよ。みんな大陸の人が占めているのです。幹部つまり行政幹部は大陸から渡って来た人が占めているのです。ですから私などは例外ですね。

課長を三カ年やって、その後秘書官になりました。その間に弁護士の試験を受けました。

市の行政制度は、市長の下に各課がありまして、それぞれ課長がいるのですが、その課長の上に秘書官がいたのです。私たちが当時受けた高等文官試験は全く日本と同じで司法科があつて行政科があつて、それに外交官試験がありました。主にこの三つでした。

――すると先生は、日本では戦争激化で高等試験停止で受験できなくて、台湾へ帰ってこられて、台湾で高等文官試験の司法科・行政科の両方に合格されたのですか。

そうなんです。高等試験両方受かって念願が叶ったというわけですよ。アッハッハ。今台湾は高等試験はいろいろに別れています。高等試験のなかで、図書館管理とか、土地の管理とかいろいろ別れています。日本でも公務員試験が基本的に同じでしょう。

とにかく、私は課長の間は高等試験の行政官と弁護士試験である司法科の両方に試験に合格しました。合格してから市長の秘書官として勤務していましたが、それも辞めて弁護士の仕事を始めました。それで、四十五年から六年になります。

〔行政官〕

— 先生は行政官の試験にも合格なさっています。行政官のお仕事はなさるお気持ちはなかったのですか。

いや、実は当初はあったのです。ところが行政官の道をやめて、どうして司法の方、弁護士になったかというところ、私自身はもととは、行政官がいいなあと思っていて、ところが、民主主義の制度をとって、市長が選挙される、公選制になりました。昔は県知事も市長も任命されました。終戦直後までそうでしたね。

私は高等試験に受かっているから、市長か県長になれる資格はとったのだから、当然市長か県長になれると思ったけど、以後は選挙による制度が変わってしまいました。こりゃあ選挙には勝てないなあ、と思いましたね。(笑)

— 勝てない、というのは、どういうことですか。

それはね、民衆に迎合しなければ、選挙に勝てないですよ。それで弁護士になりました。

〔裁判官〕

— それでは、裁判官になるおつもりもおありではありませんでしたか。

いや、裁判官になる気はありませんでした。官になる気はなかったですね。というのは、当時中国から来た官吏というのが質の良いものではなかったのですね。あの当時の官吏は大陸から渡って来た人が質がよくなくて、それであのころの人は官になるのを嫌がったですね。一般的にそういう気分がありました。私たちの年代にはそういう気分を持ったインテリが多かったですね。

— そうですね。民衆に迎合するのも嫌だったけれど、官吏になるのも気がすまなかったのですか。

そうですね。それが弁護士を選んだ経過です。だから私は弁護士をしても刑事はやりません。民事ばかりです。

— えっそうですね。そのお話を詳しくお聞きしたいのですが、その前に気になっていることを先にお聞きして

おきたいのですが。

〔戦後の台湾統治〕

戦後、市長や県知事が公選制になったというお話を伺いました。そうすると市長や県長になる人は選挙で選ばれるわけで、その人たちは人気をとるようなことを言っていたのですね。市長などになる人たちは大陸から来た人たちではないのですね。

いや、それはできません。今でもですが、その当時、大陸から来た人と民衆とは感情的に分かれていました。そのような状態では、とても当選できません。

— 長い間、大陸から来た人たちが台湾の政治を支配していましたね。でも、市長とか県長とかは、大陸から来た人たちではなかったのですか。

市長とか県長は、やはり、選挙によって選ばれたのです。最初は政府の任命によるものでした。私が高等試験行政科を受けたのは、任命されるために受けたのです。私が受けてから二年後に公選制になりましたね。

— 民衆に人気のある人でないと市長や県長にはなれないのだけれど、体制全体は大陸から来た人たちによって支配されるということになったのですか。

あのかときは台湾省主席というのがありましてね。市政とか県政の課長級はみんな台湾省主席の任命ということになっていたのです。主席が人事権を握っていたわけです。

当時の台湾人の市長や県長には人事権というものがなかったのです。嫌気がさすのはそれなんです。官にはなりたくないと思ったのはそれなんです。官でなくて弁護士になろうと思ったのはそういう現実をみてからです。

今、私たちの環境を考えると日本統治時代から国民党政府の時代、今民進党の台湾の政府と三つの時代を経て来ました。面白いですよ。面白い歴史です。

— 今からお考えになると面白いでしょうけど、当時は大変だったでしょう。先生は、お体もごりっばでお元気がいいですが。

体は、今も休日は登山をやっていて健康です。体は良い方です。

— 先生とご一緒に勉強をなされておった方もいらっしやったのでしょうか。

そうです。だけどみんな途中で倒れましたね。私は運がよかったというわけです。

— 今、先生が、弁護士のお仕事をされているのは、日本統治時代当時の制度とのつながりがありますか。

それはありますね。私が今弁護士をやっていることは、少年時代と大きなつながりがあると思います。小さいときから文章がよかったと自分で自慢しています。小学生のとき『少年倶楽部』というのがありました。小学五年のとき『少年倶楽部』の全国の少年の作文で第二位になりました。時の総理大臣林銑十郎から賞状を貰いましたね。

日本の小説は今も読んでいます。柳美里の小説は面白いですね。

— 台湾の小説はどうですか。

台湾の若い人の小説は読みませんね。台湾の映画も見ません。

— 台湾では、戦前から、法律の基本的なところでは、あまり大きな変化は無かったというお話でした。

今、大きな変化がでています。今です。台湾からアメリカへ留学していた人が帰ってきました。アメリカ流の法制度に変えているところです。アメリカ流の法システムへの改革の話が台湾でもあります。陪審制度の導入や、若い判事が独任制で行っている現状など、問題は多くあります。やはり裁判はいろいろ経験を積んだ人が円満な、みんなが納得する判決が必要ですね。

— 今、法制度の大きな変化はむしろ今起こりはじめているというお話を伺いました。しかし、先生は、日本時代に日本語で基本的な勉強をされ、戦後、国民党政府の支配が行われ、またその後に四〇年近い戒厳令が布かれた社会で活動してこられたわけで、私たちにはちよつと想像をこえるのですが、ま、どのようなことでも、その都度大変だったと思うのです。とくにこれは大変だったとは言えないと思うので、例えば、戒厳令の発端になった二・二八事件のころはどうだったのでしょうか。

二・二八事件のときは、私は台北におりまして、ま、目撃したわけです。あの時は一種の勘違いというようなことがありました。それまで台湾の人は日本の統治を受けていましたので、反感といったものもありますけど、祖国にもどってきたいという気分もあったのです。やはり解放という希望もあったのです。

ところが、大陸の人たちが来てみたらそうではないんですね。当時の話に依りますと、蒋介石は台湾にはまだ日本兵がいる。その日本兵が果たして天皇の投降命令に従うかどうか疑わしいというわけで、大陸から出した兵隊は、雑軍、正規軍ではなく、雑兵軍を連れて来たわけです。その雑兵軍がたちが悪くて、日本兵に比べてみずばらしいし、教育を受けていなくて、軍律を守らない。反感を得ることになります。軍律を守らないから一般的にむちゃくちゃなのです。

第一の反感です。

第二に大陸から来た人と、大陸から帰ってきた台湾の人達が偉い地位を占めて台湾で育った純粋の台湾人の優秀な人を起用しない。

さらにもう一つの反感は財政的な悪化ですね。当時、国民党の軍が共産党と内戦をしていて、そのとばっちりを受けて、戦争に蓄えていた物資を台湾から大陸に移したのです。すると台湾の物資が不足してくるでしょう。米とか砂糖とか、もともと台湾にあった豊富な物資なのです。その豊富な物資の上に日本が戦争用に蓄えておいたものです。それを一所懸命大陸へ出すわけです。台湾では物資がなくなって買えないのです。一日に物価が三回ぐらい上がるんですよ。これも堪えられないですね。

大陸から来た政府に対する反感は、当時の物資不足に加えて、対外的な貿易も政府が握っていることにありました。台湾人として自分たちがしようとしても發揮できないわけです。それも不満です。

それから、もう一つは言葉が違うということです。当時の北京語とかです。あゝいった言葉は当時の台湾人はまだ学んでいません。それに当時大陸から来た兵隊は雑兵だから方言が多いのです。だから北京語、標準的な言葉を使えないのです。お互いに言葉が違うから通じないのです。

一だからそういういろんなことが重なって二・二八事件が勃発したのです。それに近い原因が重なって起きたのです。遠い原因というのは今お話したようなことです。いろんな条件があったのですね。

その突破口となったのが、あの有名な事件ですね。たばこの密売が摘発された事件がきっかけとなった。あの事件はきっかけにすぎなくて、もっと多くの遠い原因があったのですね。

— そのとき、先生は台北にいらっしゃったのですね。

そうですね台北でした。私はここ（台南）にいたら巻き込まれていましたね。巻き込まれた筈です。当時、台南で台湾人の課長は三人だけでした。その一人が私でした。当時私は若くて結婚もしていませんでした。ですから台湾人から非常に人気があるのです。みんな私を捜していました。捜してどうするかというと、政府を接収するわけです。それに巻き込まれていたら、やはり銃殺されました。

— 台北にいらっしゃったのは何故ですか。

訓練を受けに行っていたのです。あのとき新しい憲法を公布するのですが、公布するにあたって、当時私は政令宣導課長という課長で、政令方面の講習のために台北に行っていたのです。行ったら、その第二日目に二・二八事件が起きました。

— そうすると、当時、台南では台湾人課長であるということと先生を捜していたのですね。先生は課長だから台北へ出張されていたのですが、ほんの二日の違いなのですね。

そうですね。ここ（台南）におったらすぐ巻き込まれていた筈です。台北に行っていたから、訓練所に居ったから隔離されていたというわけです。台北でしかも訓練所だから街と離れていたから巻き込まれなかった。それも運がよかったと思っていますね。

【台湾の裁判】

— 先生は刑事事件はあまり扱われていないというお話でしたね。

台湾の刑事事件、刑事訴訟はかつての日本と同じように職権主義が非常に濃厚です。だから弁護士としては、たいして自分の仕事として發揮できないのです。

それともう一つ、台湾には戒厳令が長い間布かれていました。その戒厳令が布かれていた期間には、いろんな法律が正当に運用されないので。裁判官の職権はとても強いものです。その裁判官が職権で法律を停止したり、しなかったりする。弁護士としての力を發揮できないのです。それでは刑事事件としての弁護士としての意味がなかったのです。

— それでも時には、知り合いから頼まれることもあることはあるのでしょうかね。

ええ、時にはあります。知り合いの事情のために引き受けはします。

しかし、民事の方は、法律理論と証拠で構成するから、裁判官もどうもできません。そして、双方が弁護士であるからやりやすいのです。

二〇〇八年八月三十一日 於台南・台邦商旅ホテル

— 前回は、先生ご自身の経験された、戦前台湾の教育制度についての興味深いお話し、また台湾の戦前から戦後にかけての法律家としての先生のご経験などをお話し頂きました。

今回は、戦前の基本的には、日本法が適用された日本統治時代にも、日本法が適用されなかった分野のことなどについてうかがいたいと思いました。それは家族法などは典型ですが、財産法でも、祭祀公業などは、日本統治より前の制度が残されていたのですね。

【祭祀公業】

祭祀公業ですね、祭祀公業というのは、今の政府でも認めているのですね。今の政府としては祭祀公業を昔のままの慣習どおり、当主が死去した場合、その祭祀公業になっているメンバーの資格は、その子孫が継承する、その派下員である資格は男子系に限る。男子系のなかでも長男にかぎる。二男・三男でも、その派下員になる資格はあるのですが、長男とは分かれるんですよ。例えば、男の子供が全部で八人だったとしますね。そのなかの一人に三人の男の子ができましたとします。そうすると、その父親になる男は、八分の一の祭祀公業の権利でしょう。それから三人の男の子が生まれたのだから、その子は二十四分の一の権利、ということになります。そのように相續できるのは、男子系の男子ということになります。けれども、男子系に男の子が無い場合には、女の子でも相續できますが、それは、嫁がないという限定、お嫁にいかないという限定付きです。つまり家業を維持するだけのために資格を認めているわけです。そのために招贅といってね、贅、ムコですよ。ムコ入りの場合だけは、派下権を一人だけに認める。男の場合は、三人兄弟ならば、

三人とも派下権がある。ただ、三人の場合は、派下分が、二十四分の一になります。しかし、女の場合は、姉妹が三人いても、ムコ取りが一人だけ認められる、そんな風になっています。

— 大正十一年勅令第四百七号第十五号は「本令施行ノ際現ニ存スル祭祀公業ハ慣習ニ依リ存続ス但シ民法施行法第十九条ノ規定ニ準シ之ヲ法人ト為スコトヲ得」とあります。また第十六条は「本令施行ノ際現ニ独立ノ財産ヲ有スル財団ニシテ民法第三十四条ニ掲ケサル目的ヲ有セサルモノノ財産ハ団体員ノ共有トス」とあります。大正十四（一九二五）年上民第三号保生大帝葉姓派下承認請求事件の判決（大正一四年四月十日）で、「大正十一年勅令第四百七号第十五号第十六条ニ依レハ同勅令施行ノ際現ニ存スル祭祀公業ハ慣習ニ依リ之ヲ存続セシムルモ爾余ノ慣習上ノ公業ハ悉ク其ノ存続ヲ認容セサル趣旨ナリト解スルヲ相当トス」とあります。総督府としては、祭祀公業はもう無くしていきなかつたようですね。^{註1}

総督府としては、祭祀公業は法人として認めないです。祭祀公業は、法人と自然人の間のちゃんぼんのような人格なのです。総督府は、祭祀公業を法人としては認めないけれども、法人に準じた団体として認めているわけです。法律上の人格としてね。

— 法人だったら、簡単に無くすこともできませんね。

法人だったら、法人の代理人がありまして、そのメンバーは、自分のやりとりはできないわけです。例えば会社のような法人にしても、財団法人とか社団法人にしても、その相続制度などありません。法人のメンバーで死んだ場合は、メンバーとしての資格が無くなります。ところが、この祭祀公業はそうじゃないんですよ。今申しあげたように、男子の相続はできるわけなのです。それで男の相続分ではないけど、派下分といって、何分の一かに、ずっと細かく分かれていくわけです。

だから、この大正十一年の勅令は、「法人とみなす」というのではなく、「法人と為すことを得」なのです。法人と為すことを得、だから法人としての登記もできるけれども、法人としての手続を踏まなければならないのです。だから、無条件に法人とみなす、じゃなくて、法人として登記することも得、ということなのです。だから法人として登記はできるのです。

— このとき、いままである祭祀公業はしかたないけれど、新たに祭祀公業を設立することは認めない、と言っていますね。

そうですね。あらたに設立はできない。今の台湾の政府でもそうですね。新たに祭祀公業を設立することは認めない。新たに設立することはできないけれども旧来の祭祀公業は、そのまま存在することができる。

— そこでさっきの、「法人ト為スコトヲ得」なのですが、ほぼ同時期に、次のような判決が出されて、祭祀

公業を直接に法人登記するのは、困難のようです。

大正十三年上民第一二二・一二二号収租権並租界請求事件（大正一四年二月二〇日破棄自判）「社団又ハ財団ヲ法人ト為スニハ其ノ究極ノ目的カ一般公共ノ利益ヲ図ルニアルコトヲ要シ否サル場合ニハ之ヲ法人ト為スコトヲ得サルモノト為スニ在ルコト疑ヲ容レサルカ故ニ社団財団ニシテ學術技芸等ノ奨励ヲ目的トスルモノニ在リテモ其ノ究極ノ目的専ラ社団又ハ財団若ハ其ノ子孫ノミトノ利益ヲ図ルニ在リテ一般不定多数者ノ均霑ヲ許サルトキハ未タ公共ノ利益ヲ目的トスルモノト稱シ難ヲ以テ其ノ社団財団ハ法人タル適格ヲ有セサルモノト謂ハサルヘカラス」

― 祭祀公業は、目的とするところが「公共の利益」ではないから駄目だそうで、法人と為すことができる、と
いつておいて、すぐに、実際には「だめだ」とは、ふざけたやり方ですね。

「祭祀公業の目的」はどうかと言いますとね、例えば、親がいる、つまり祖先があるでしょう。祖先を甲としましょう。この甲が土地を買います。何のために買うかというと、自分が死んだあと、祀りごとしてもらう、その祀りの費用を都合するために土地を買うのです。それで、買った土地を甲の名前で祭祀公業の名前にするのです。たとえば、私の名前を碧連としますね。そうすると、私が死んだ後、祀りをしてくれるわけで、それは、私が買った土地の収入で、私の祭祀をしてくれます。それで私の名前を付けて、「碧連祭祀公業」あるいは「祭祀公業碧連」となるのです。ですか

ら、その祭祀公業というものは公益のものではない。だから、これは財団法人にもあてはまらないし、それが社団の法人の意義はあるけど、これはもともと一人の祭祀の目的だけ、他の人のためにはやらない。だから違うわけですね。

― 法人と為すことが出来る、としながら、社団も財団の適格がないというのは、何だと思えますね。

祭祀公業の規模は様々だったのでしょね。

この祭祀公業は、土地が多ければ、もちろん、大きい祭祀公業です。一般によく見られるのは一ヘクタールくらいのものでしょう。もちろん、もっと大きい、何十、何百ヘクタールというのもありますよ。それは、その人の当時の財力によりけりですね。それは金持ちであれば大きい祭祀公業ですね。昔の人は、妾を娶ったりして、子供がたくさんできるわけですよ。そうすると、金を沢山持っている人は、土地を沢山買って、自分が死んだあとに、この人たちに自分の財産を分けてしまったら、祭祀をしてくれる人が無い。祀りやってくれる人が無いから、自分の名前で土地を残しておまえたちは、その祭祀の残りの金だけ分けられる。そういうわけです。だからもともと、この祭祀公業というのは、祖先の祀りのための財産体でした。

― そこで、一八九五年に日本軍が台湾に上陸しましたが、そのとき、このような田圃はいっぱいあったのです
ね。

はい、そうそう、あのときは、あれから旧慣調査によってわかったのです。

— それがありますと、日本人が、土地を買い占めにきたとしても買い難いですね。

そう。当時の慣習ではね、この祭祀公業を処分する場合は、派下の全体の同意が要る、今でもそうですね。今でも法院はそう認めているんですね。派下全体の処分の決議を以て処分できるのです。それに基づかなければ売買は出来ないのです。売買は無効である。登記は出来ない。そうなんです。

— そのことと、どこまで関係があるのか判らないのですが、朝鮮などでは、日本人個人が土地所有者になっていた記録を、よく見ることがあるのですが、台湾では、それはあまりみかけませんね。私自身、それほど、徹底調査したわけではないのですが、いくつかの先行研究をみますと、朝鮮では、個人が土地を購入して、所有面積を広げた記録をみることができるのですが、台湾では、企業の所有地が目立ちますね。

そうですか。そうですね。台湾では、日本人は個人としては、あまり土地を買っていませんね。ところが、製糖会社というものが、かなり買っています。

— あれは、畑というよりは、未墾地ではなかったのですか。そのために、そのようなところを生活圏にしている、原住民の人たちへの生活を圧迫したというような話も聞いたことがありますか。

あれは、農場として、土地改革の名目の下に買い占めたのです。だから当時、台湾の法令（明治三五年六月律令第五号「台湾製糖奨励規則」、明治三八年六月府令第三八号「製糖場取締規則」、大正三年四月律令第七号「蔗苗取締規則」、昭和一四年一〇月律令第六号「台湾糖業令」—明治三八年の「製糖場取締規則」は廃止—）で、とくに明治三五年の奨励規則で、糖業を奨励するために、警察は、製糖会社に協力しなくてはならない、とあります。そうすると、当時の派出所の警官なんかも農民を圧迫して、安い金で、製糖会社に買い上げさせたのです。だから、製糖会社が最も多くの土地を買っているのです。個人としては、あまり買っていませんね。

朝鮮との違った現象というものは、当時の台湾へ、内地から来た日本人というものは、みんな官吏が多いのです。植民地の官吏です。官吏が多いと、宿舎があり、豊かな俸給もあり、待遇もよかったです。土地など不動産を買う必要もないのです。商売人も少なかったのです。当時の商売は何か、と言いますと、樟脳と塩、それから砂糖にお米です。お米は、あんなに土地を沢山買って、自分で苦労して米を作らないといけないという状態じゃなくて、農民を働かして作った米を買い上げる、あるいは日本へ売るといことなので、個人が、畑地をかうということ珍しいというか少ないのです。

だから、土地をもっているのは当時の製糖会社です。その製糖会社でも、祭祀公業の土地は買えないのは、手続が煩わしいからです。全体の同意がないと買えないからです。

— それで、先ほど、お聞きしかけたように、製糖会社が手に入れた土地は、耕作地としては不十分な土地だったのですか。

製糖会社が買ったのは、だいたいにおいて、あまり良い畑でない所を買ったのです。製糖会社というのは土地改革するため、当時、ヒスプラーという、農耕機なのですが、オイルをつかって、モーターを動かして、機械スキを使って深耕するわけです。深く耕すのです。ですから、一般的に言って製糖会社の買う土地は、あまり良い土地ではありません。良い土地ではない所を買って、それを改革して、甘蔗を植えさせるのです。

今は台湾では、製糖は、採算がとれないので、やっています。戦後接収した製糖会社は今も、自社では、あまり製糖しておらず、土地が余っています。

日本時代は、広い農地を、低い労賃の農民を働かして、そして低い工賃で製糖していたのです。だから製糖会社は膨大な畑をもっているのです。

— さきに、大正一一年の祭祀公業についての勅令第四〇七号をみたのですが。

我々の例では、祭祀公業で法人になった例はみかけません。

— それでは、戦前もそして戦後も、祭祀公業というものは、ほとんど変化をうけないで存続したということな
のですね。

あまり変化をうけていません。ですから、日本時代の祭祀公業をそのまま引き継いでいます。
ですから、私は今、弁護士の仕事は受け付けていないのですが、五〇年前に受け付けた祭祀公業に関する事件のときは、やはり日本時代の判例を適用しているのです。
やはり、中国本来の祭祀公業というものは無いのです。

— でも、一族の財産のようなものは、本来あるのでしょうか。

ええ、ありますけど、中国民法の制度として祭祀公業というのではないのです。祭祀公業というのは、台湾独特の制度として、日本時代に裁判で特別に認められた特殊団体だ、ととして慣習法として通用しているのです。
ただ、今でも、いろんな論点から問題もあります。例えば、祭祀公業の派下が男子に限る、というのは、憲法違反だということ、この派下は男子に限るという規定は、検討されまして廃止されます。今検討中なのです。
今の憲法、民法では、相続というものは男女を問わず、一律平等なのです。だから、これは憲法違反なのです。いま、徐々に変更しつつあります。

— ということは、祭祀公業というものは、今も存在し、これからも存続することが前提になっているのですね。

祭祀公業は、存在しています。今までの慣習を認めているだけです。しかし、立法院では、いろんな議論があります。これは法人でもないし、土地利用に差し支えることもありません。そして、相続については憲法違反だというわけで、これは廃止しよう、と、そして、政治の力で、解散させようと、そして、もう消滅させてしまおうと、というような立法の傾向もあるのです。また法律化されてはいない、つまり、まだ国会では通っていないのですが、そういう懸案があるのです。

祭祀公業は、私の家にはありません。家内の家にはまだ二つ残っています。未だ存在しているのです。いろいろ煩わしいことがあります。何かをする場合、たくさんの派下全員の同意が必要になります。困難は私の身近なところにもありまして、確かに煩わしいことが多いのです。なにかと支障がよく出てくるのです。派下全員の同意書をとるのに困難なことがあるのです。

— でも、そのような手続は、乱開発の歯止めになつたりはしないのでしょうか。

今、政府の力で、この祭祀公業を解散して、消滅させようとする動きがあります。本当にややこしいのです。今、畑を耕す人は派下の人であつたり、他人であつたり、そして、税金や租借料を納めたり、納めなかったり、それから管理人を選ばなければならない。そして管理人を選ぶには、派下大会、派下員の会議を開かなくてはならない。そして、三分の二の同意を得て、管理人を選ぶわけです。それが難しいのです。法律的に有効な会議を開くのが先ず難しいので

す。それから法的に有効なことを決めるのに難しいです。だから、今台湾では、これは頭が痛い問題です。

— 先生が実際に関係された祭祀公業に関連する事件は今から五〇年ほど前ですか。

そうですね、戦後ですが、随分前のことですね。その時は、総督府法院の判例に依つたのです。抹消登記請求事件です。その事件は、祭祀公業の管理人が、第三者と結託して偽造文書を作成していたのです。本当は、この祭祀公業というのは、派下員全体の同意がなければ処分などできません。ところが、この管理人は、三分の一の派下員の同意書をもって、私の祭祀公業の派下員はこれだけだと役所に届けました。役所は、そう慎重に審査するというより、新聞の広告で、異議を申し立てよと公示しました。そして公示期間が過ぎたのをまって、その実質は三分の一の派下員の同意書をもって、第三者に売り渡したのです。そして登記したのです。ところが、それを登記してから、他の派下員が、その公業地の移転登記を見つけたのです。発覚したわけです。それを見つけた人は、その謄本をもって、自分の先祖は、その派下員であつたから、自分が派下員でないわけがない、三分の一の同意書しかない登記は無効だと言ってきたのを、私が事件として受けて、その登記は無効である、という勝訴判決を得て、抹消登記しました。そういうケースがあるのですよ。

派下証明は、管理人が作成して、私の祭祀公業の派下員はこれだけしかおらないと届ける、すると役所は、その派下員の名簿を新聞で広告するのです。ところがそこにテクニクがあります。誰もあまり注視しない新聞を使うのです。三流新聞でも何か、そういうもの出ているでしょう。そういう新聞では、誰も見ないでしょう。公示期間中に異議はま

ず出ません。誰もみていないから。そうすると、新聞広告しました。異議はでませんでした。そうすると派下はこれだけしかない、ということになります。すると役所は騙されて、派下証明書に証明印を出します。それを添えて登記所に出します。登記所は、それを元にして売買が原因になる移転登記を行いました。

派下員が実際に他に居るのに、それらを見逃して、少ない数の派下員の証明書で、役所を欺罔して登記したのです。ですから、その登記は無効なのです。

管理人は、役所を欺罔して文書を作ったのですから、公文書偽造なのです。しかし文書偽造は、公訴時効期間が10年です。ですから文書偽造罪は時効になっていて刑事告訴できなかったのですが、民事事件としては、この移転登記は有権者の全部の同意を得たものではないから無効だとして抹消したのです。

そういうケースを私はしたことがあります。

―― 祭祀公業は、今でも実体があるのですね。

日本でも、入会権というのがありました。以前、私が日本の法律の勉強をしているとき、それが、祭祀公業と似ていると思いました。

―― 確かに、入会権が総有の性格を有していることなどから、似ているとも言えます。確か、旧慣調査会の『台湾私法』にも、そのようなことが書いてあったように思います。しかし、入会というのは、一定地域の住民が

一定の山林原野に立入り、秣草・薪炭用雑木などを採取して共同収益することを内容とする慣習法上の物権です。すから、地盤そのものを所有する祭祀公業とは、基本的に違っているのではないかと思います。

そして、入会権が、自然経済を営んでいた農山村民にとって重要な生活上の基礎をなしていたのですが、そして、そのために、今、入会権がそれほど現実的な問題とはなっていないのですが、祭祀公業の場合は、台湾の家族関係との関係と密接なものがありますね。

【台湾家族法】

そう、家族制度のことですね。台湾の家族制度は、男子系です。男子だけに相続する権利がある。ちよつとむかしは長男だけに相続権の大部分が与えられました。二男・三男には僅かしか与えられなかったのです。長男の長男には、大孫分と言いました。そして長男は、財産を分けるとき、一人分だけよいにももらいました。これはむかしの慣習なのです。今は認められていません。

―― 家族法のことですが、そのことで判決例を見ていると、私たちには馴染みのないことがよくあるのですね。例えば、「招夫」についての事件が多いので吃驚しました。

招夫^{チャウフ}というのは、台湾では招贅^{チャウゼイ}です。婿です。婿入りです。苗字はそのままです。しかし生まれた子供の苗字は女方の姓になります。一般の結婚で生まれた子供の姓は男方の姓になります。この招贅に限って、子供は女方の姓に

なりません。そこが違います。

— それは、ふつうの婿（参考・明治三四年七月一二日の覆審法院控訴審判決（一）【46】）の場合ですね。ところが、「招夫」の場合、生まれた子供は、その母の家の姓を名乗らないようですね。それは、夫を亡くした家などに「招夫」として「婚姻」するようですが、出来た子供は、その家での身分はないようですね。例えば、大正十年に、次のような高等法院の判決があります。

招夫ハ婚姻ニ因リ招家ニ入ルト雖モ招家ノ宗族タル身分ヲ取得スルコトナク招家ノ財産ヲ相続スヘキ権利ヲ有スルコトナシ招夫ト息婦仔トノ間ニ生マレタル子亦然リ（一）【2】、大正十年上民第三八号共業確認並更正登記請求事件 大正十年五月一九日判決

用語もすぐには飲み込めなかつたのですが、それにしても、如何なる権利ももたない、いわば「男衆」みたいな男性の家族構成員がいたことには驚きました。

今の台湾には、招夫制度のようなものは無いですね。

— 大正九年に、こんな判決がありますね。

家女ト招婿トノ間ニ出生シタル子ハ先ツ其ノ長男ヲシテ招家ヲ継カシムル慣習存在セサルコトハ顯著ナル事実ナリ（一）【127】大正九控民五〇四号、大正九年九月二四日判決

ここで、長男とありますが、招夫をとる場合は、未亡人の場合なのでですね。ですから、この長男とは、この二人の間の長男なのでですね。ですから、「招夫婚姻」というのは、やもめにして、働き手がない場合に行われているのですね。

— はい、それで次のような、大正元年二月一八日の控訴審判決があるわけですね。

招夫婚姻は継嗣或は家人の扶養慰藉其他諸種の目的の為ニ之ヲ為スモノニシテ出生ノ所属ハ招婿字ニ於テ特約スルヲ普通トスレトモ継嗣ヲ得ンコトヲ目的トセサルモノニシテ且ツ特ニ協定ナキ場合ニハ其子ハ招夫ニ属スヘキモノトナスヲ通例トス（九）【1】大正元年控民第一九三号業主権保存及移転登記抹消並土地引渡請求事件、大正元年二月一八日判決

「招夫」という場合、二つの目的が考えられます。未亡人の家に跡継ぎが欲しいという場合と、働き手が欲しい場合ですね。ただ、この判決例の場合は、「継嗣或は家人の扶養慰藉その他の目的」となっています。「扶養・慰藉」が中心となっています。

—— 一番不思議だったのが「招夫」だったのですが、私たちには、見慣れないものとしては、さらに「媳婦仔」「螟蛉子」「媼媒嫗」「過房子」などがあります。媼媒嫗などは、清朝政府も禁令を出しているようですが（安溪遊地・平川啓治編『遠い空 国分直一 人と学問』〈海鳥社二〇〇六年三月〉に、旧台南第一高等女学校の校庭での出来事として、次のような記述があります。「花壇のはずれには龍眼の樹林があった。その樹林のかけに厚さ三・四センチ、幅七・八メートル、長さ二・〇メートルの石碑が寝かされているのを見つけた。その碑面をはらってみると、そこには五〇〇字あまりの漢字がぎっしりと刻まれていた。読んでみると、光緒十五年六月安平知県の発した布告であることが判った。（略）『芙蓉郊の董事職員張大深らのいう所によれば、近來婦女を販運する奸風さかんにして化外の民と変る所なしと。目覩心酸せざるを得ない。令して禁ずるもその風止むことなく、近時再び都城有時の紳富婢女を買用して婚嫁の期至るも手放さず、老嬢に至る迄留めおくものあり、本知県令する故に、紳商軍民人諸邑人等悉くわきまえ、以後その期に於いて婚配を行わしめよ。宜しく自愛して特示に違ふこと勿かれ』（一一一頁）、とあったとあります。

総督府法院としては、初期（明治四〇年）には、そのような慣習も、貧しい人々が生きていくのに仕方ないように思っていたようです（8・【1】台南地方法院明治三九年民第六一七号媼媒嫗承認及同居請求事件、四〇年二月六日判決）が、大正六年にはっきりと否定するようになったようです（1・【2】大正六年控第五五七号、大正六年一月七日判決）。

「媼媒嫗」というのは、召使いです。これは妙なもので、台湾では媼媒嫗というのは、「売られ子」なのです。売られて召使いになった娘なのです。

—— 「媳婦仔」というのは、女なのですね。

「媳婦仔」、それは幼い女の子を養女に連れて、自分の息子が大きくなった場合に一緒にさせるといふものですね。

—— 「螟蛉子」というのが男ですか。

「螟蛉子」は養子のことです。「養子」と直されました。男の子に限ります。跡継ぎがないので養子をもらって養家に入った場合、姓をかえますね。

それから、先に、「媼媒嫗」に次いで出た「過房子」ということに触れますと、「過房子」は、又「過繼」、或は「継嗣」とも言います。同じ氏族、親属（族）間、就中、兄弟間に於ける養子関係と解して良いでしょう。此の場合、姓氏を換える必要がないのです。

例えば、甲、乙、丙の三兄弟、甲は長男、乙が次男、丙が三男とします。長男を「大房」、次男「次房」、三男「三房」と称します。（台湾語音です。）

丙に男子の跡継ぎがない場合、乙の子、丁を丙の養子にしたら、丁は丙の「過房子」です（後掲例（一）「出継嗣字」）。

若し丙に妻も娘もなく死去した場合にも「過房子」は成立します（同後掲例二）「過房字」。「絶戸再興」と言います。若し丁が既に妻帯していた場合は、夫婦共「過房子」になります（同後掲例三）「継房字」。「此」の「房」から「彼」の「房」に籍を移すから「過房」です。

若し丙に未亡人或は娘があつた場合は「招夫」か「招贅」で子孫を生ませ、跡継を解決します。

特異な例があります。丁が若し父母と「相剋」の宿命あり、と占われたら父母は丁を「半過房子」に出します。「相剋」を避けるためです（例四）「過房書字」。

「過房子」は、親族間の養子縁組ですが「乳資」と称した礼金を贈ります。「螟蛉子」は異姓の養子で多くの場合身代金を払います（例五）「杜賣孩童字」。

前に挙げた甲は、「大房」で祖先の祭祀を受ける為、跡継を絶やせない為、若し跡継がない場合は丁が其の跡継を兼ね、「兼祧」と称します。財産は勿論甲、丙の分も丁は相続します。戦後、例（一）（三）は養子として戸籍登録するようになります。例（二）（四）は認められません。「螟蛉子」は、養子登録しますが、但、身代金は禁じられます。「媼媒嬭」や「媼婦仔」は人権問題でなくなりました。

— このような場合、お金が絡んでくるのですね。

「媼媒嬭」の場合、お金は問題ではないのですよ。召使いですから。これは身売りされた召使いなのですよ。親が貧乏だから、女の子を、召使いに売りに出す。これが媼媒嬭なのです。

そして「媼婦仔^{シメブツア}」というのは、小さい女の子を、養女に入れて、それをおおきく育てて、自分の家で生まれた息子とあとで結婚させる。

— そのとき、親元には礼金が入るのですか。

そのとき、親には礼金を渡すわけです。媼媒嬭は金で買い上げたものですが、これは、将来の自分の息子の嫁として娶すものだから礼金なのです。

— 婚姻と聘金との関係については、総督府法院も大正一二年くらいから厳しくなっていますね。

これは一般的に言いますと、社会秩序と風俗関係ですね²。こういうことに関して、総督府の法律は歓迎しない。だから、以後こういうものは無くなってしまっているのです。それから、「螟蛉子」は「養子」になるのですが、ほかのものは認められないのです。つまり螟蛉子は「養子」に直されました。螟蛉子は男の子に限りません。女の子にはないのです。先に触れましたが、跡継ぎがないので養子を貰う。だから養子に入った場合は姓を変えるのです。ところが、媼婦仔^{シメブツア}は姓を変えないのです。というのは将来息子と結婚しないといけないからです。未来の嫁なんだから姓は変えないのです。

しかし、日本時代の末期にはそういう制度は無くなりました。

孫綿綿、不亦善與則盡美矣！合立繼房紅綢一幅、付執為炤。
光緒二十九年舊曆癸卯年四月 日

為中人姑母 林 淪
知見兄 戴 遠
立繼房人 林 市
代書人 李子美

例四) 「過房書字」

立過房書字人郭明亮、同黃氏、緣亮夫妻有產下第貳胎男兒名喚秋闈、年方壹歲、因命內與父母相剋、時運多舛、於是憑父母命、夫妻相商、情願將此次男壹半過房胞弟郭瑞美為子。爰憑父母之命、同堂寫立過房書付與第叁胞弟郭端美執憑、即日美備出佛銀貳大元正、以為乳哺之資、交亮夫妻親收足訖。倘後日生子及孫、是亮與美之洪福、至亮與美若產業建置多少、該秋闈理宜貳位宗祧均傳、兩父母家業必須兩得、不得厚此薄彼。自此過房以後、惟願麟趾呈祥、紹箕裘之統緒；螽斯衍慶、繩祖武之丕基。此係兄弟喜悅、各無抑勒反悔、口恐無憑、合立過房書字壹幅、付執永遠為炤。

即日亮同妻黃氏親收書過房字內乳哺佛銀貳大元正是實足訖、再炤。
道光貳拾捌年拾貳月 日

代筆人 郭長青
父建 龍

知見人 母林 氏
在場人妻黃 氏
立過房書字人 郭明亮

例五) 「杜賣孩童字」

立杜賣孩童字人余乾、同妻林氏、有產下第三男、年二歲、名喚南陽、六月三十日辰時呈祥。茲因日食難度、乏糧吃虧、夫妻相議、先盡問房親人等俱不欲承買外、於是托媒吳翹官引向杜賣與陳貴官為第壹長子。同媒三面議定、養育料肆拾大元正；其銀即日同媒交與乾夫妻親收足訖、仍將此男兒南陽隨同媒交與貴官娶過改名換姓。保此孩童係是乾夫妻自行之子、與房親人等無涉、亦無帶他人財帛交加不明；如有不明情形、乾夫妻出首一力抵擋、與貴官無干。口恐無憑、筆乃有據、即立杜賣孩童字壹幅、付執為炤。

即日同媒乾夫妻親收過杜賣孩童字內養育資四拾大元正足訖、再炤。
光緒八年桐月 日

代筆人 林春榮
為媒人 吳 翹
知見族正 林養仁
立杜賣孩童字人 余乾林氏
在場人胞兄 林萬成

(臨時台湾舊慣調査會編『報告書付録参考書』明治四四年、戦後『台湾文献叢刊 第一一七種台湾私法人事編』として編輯刊行による。)

(1) この臺灣總督府が祭祀公業に対して否定的であったというのは、祭祀公業をめぐって開催された臺灣總督府評議会や、その後制定された法令を誤解した蘆田の思い込みであった。このことは、特に別に論じる。そこで論じているように、總督府評議会あるいは法院会議でも、廃止するのではなく、頻発するトラブルのため、いかに制度を合理化するかというものであった。この再考のきっかけは、このときの謝律師のお話を伺ったことであった。

(2) これらのことについては、謝律師より、一九二八年一月一九四三年二月まで、台湾社会事業協会によって刊行された『社会事業の友』が、二〇〇八年に復刻刊行され、そこに次のような文献があることのご教授を頂いた。

第二卷第六号(昭和四年五月)

「聘金 媳婦仔 奴才 媿媒制度に関する調査」志波吉太郎 「聘金に関する改善意見」大橋捨三郎

第三卷第九号(昭和四年八月)

「買はれた媳婦仔」蘭亭生

第十一卷第三十三号(昭和六年八月)

「奴隸類似の媿媒に就て」大澤貞吉 「媿媒問題の一考察」黄介騫